

EU 統合深化の行方 —ファンロンパイ報告から見えてくる道筋

田中 友義 *Tomoyoshi Tanaka*
(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

EU 首脳会議は、統合深化のための改革をめざした財政・金融統合の行程表を決定、第一歩を踏み出したが、詳細な制度設計は今後の検討課題となった。また、各国間の調整難航が必至の財政・経済統合や政治統合などは議論されず、多くの課題は本年6月の首脳会議に先送りされてしまった。

本稿はファンロンパイ報告（素案、中間報告、最終報告）をもとに、EU（あるいはユーロ）首脳会議において討議されて合意に達した内容と合意を得られなかった問題点を明らかにした後、EU 統合の道筋を見通すことを目的としている。

1. ファンロンパイ提案—4つの 同盟の道筋を提示

昨年6月のEU首脳会議（欧州理事会）は、ヘルマン・ファンロンパイ首脳会議常任議長（EU大統領）が提案したEU統合の深化のための抜本的改革を目指した「真の経済通

貨同盟（Economic and Monetary Union：EMU）に向けて」と題するロードマップ（行程表）の素案について討議、10月の中間報告書と12月の最終報告書を検討したうえで統合深化に向けた行程表を決定することで合意した。

ファンロンパイ提案によるEU統合深化のための抜本的な改革策は4

つの柱からなり、今後 10 年の中長期展望を示したものである^(注1)。

第 1 の柱は財政同盟を目指すものである。その骨子は、財政規律や予算監視の強化などの政策を推し進める他に、債務残高の一部をユーロ圏で共同管理・償還する「償還基金」の創設や、中長期的には各国の国債に代わる EU やユーロ圏の共同債の導入をも検討するとの構想を示している。

財政規律や予算監視の強化については、すでに財政協定 (Stability and Growth Pact : SGP) による過剰財政赤字国に対する自動制裁などの財政規律の強化、均衡財政 (赤字ゼロ) を義務付けた財政条約 (Treaty on Stability, Coordination and Governance in the Economic and Monetary Union : TSCG) の本年からの施行、ヨーロッパ・セメスター制^(注2)の一昨年からの導入による各国予算編成に対する介入強化など、財政同盟に向けた一定の進展がみられる。

今後最も注目されるのは、EU やユーロ圏の財政危機の連鎖に歯止めをかける効果を持つ、EU あるいはユーロ圏の共同債の導入が中長期的

に実現できるかどうかである。

ただ、EU あるいはユーロ圏の共同債の導入については、最大の支援国であるドイツのアンゲラ・メルケル首相は自国の財政負担が増大する恐れがあることや、ギリシャ、スペイン、ポルトガルなど南欧諸国の放漫財政につながり、財政規律を強める意欲を削ぎ、モラル・ハザード (倫理の欠如) を引き起こしかねないとして強く反対している。ドイツの賛成が得られるかどうか最大のハードルとなろう。

第 2 の柱となるのが、経済同盟である。経済同盟の狙いはユーロ圏内での経済政策の調整を一段と強化することであり、特に労働力移動や税制の分野での仕組みである。また、すでに、財政協定に基づき実施されている「安定・収斂プログラム」 (Stability and Convergence Programmes : SCPs) に加えて、本年から施行される財政条約 (TSCG) によって、より緊密な財政統合と経済統合、およびユーロ圏における経済ガバナンスの強化に向け、EU あるいはユーロ圏が進行することが想定できる。

第3の柱が、政治同盟である。EU 加盟国議会の連携と欧州議会の権限を共に強化し、経済・財政の共通の政策を決定する民主的な正当性と説明責任を確保することを狙っている。

ただし、この分野での進展は、他の3つの同盟と並行するか、あるいは後に続くことになろう。

2. 先行する銀行同盟－銀行監督一元化を優先

第4の柱は、銀行同盟（金融統合）を目指すものである。その骨子は、EU 全域での金融監督、預金保険制度、銀行破綻処理の仕組みを一元化することである。EU の統一の銀行監督機関を創設し、銀行経営に対する監視を強化するとともに、銀行救済と国家財政の信用不安が連動する「負の連鎖」を絶ち切る狙いがある。

現在の仕組みでは、昨年10月に発足したユーロ圏の金融安全網である欧州安定メカニズム（European Stability Mechanism : ESM）は加盟国政府に対する融資に限られており、スペインのように銀行救済のために政府債務が膨らむという問題点が指

摘されている。つまり、ESM による銀行への直接融資を可能にして、現下の財政・金融危機の連鎖を断とうというものである。

最大の焦点は、ドイツが金融監督の一元化に慎重な立場をとっているうえに、預金保険制度や銀行破綻処理の一元化については強く反対しており、ドイツがどのような動きを示すかであった。

ただ、緊急の金融支援策として ESM による経営不振の銀行への直接資金の注入することについて強く反対していたドイツが、昨年6月のユーロ圏首脳会議でフランス、イタリア、スペインなど南欧諸国の強い要求で一転し、ユーロ圏統一の銀行監督機関を早急に創設して銀行の経営監視を担うことを条件にして、辛うじて同意した。この妥協によって、「金融不安と財政悪化の悪循環を断つ必要性」が確認され、ユーロ圏は市場が求める踏み込んだ危機対応策に応える姿勢を示した。

欧州委員会のジョゼ・マヌエル・バロゾ委員長が「財政統合よりも銀行同盟から始めるべきだ」と強調、EU は差し迫った事情にある金融行

政統合を先行させる必要性に迫られている。

欧州委員会は昨年9月、銀行同盟への一環として、ユーロ圏の銀行を一括して規制する銀行監督一元化案（単一監督機構、Single Supervisory Mechanism: SSM）をEU財務相理事会と欧州議会に正式に提案し^(注3)、年末までに採択されることを求めた。

この銀行監督一元化案によると、ECBが本年1月からユーロ圏の金融安全網から公的資金を受けた銀行の監督を始め、本年7月から大手銀行を、最終的には来年1月にはユーロ圏内にある6,000行以上の全ての銀行を直接監督していく権限を段階的に付与されることになる。非ユーロ圏のEU加盟国でも任意で参加できる。

また、ユーロ圏各国の監督当局は銀行の日常業務などを幅広く監督し、ECBをサポートする他、ロンドン所在の欧州銀行庁（European Banking Authority: EBA）はECBと協力して、EU全体の金融規制やストレステスト（銀行の健全性検査）などを担当する。

銀行監督の一元化は、前述したよ

うに、ESMがEU各国政府を経由せずに域内の経営不安に陥っている銀行に直接資本を注入するための前提条件となっている。

3. ファンロンパイ中間報告—ユーロ圏財務省創設を提言

ファンロンパイ常任議長は「真の経済・通貨同盟（EMU）に向けて」の中間報告書^(注4)を昨年10月に開催されたEU首脳会議に提出した。この中間報告で、ファンロンパイ常任議長は、真のEMUの完成を達成するためには、ECBが一括してユーロ圏の全銀行を監督する金融監督一元化（SSM）を最優先し、共通の銀行破綻処理枠組みや預金保険制度などを含めた銀行同盟（金融統合）を一層進めるという考えを改めて示した。

また、同常任議長は経済・財政運営の強化だけでは「充分ではない」として長期的には共通予算を編成し、「ユーロ圏の財政能力を徐々に強化する必要がある」と表明している。

そのためには、経済危機に陥った国に対して、ユーロ圏の財政資金で

その影響を一部吸収するための共通予算編成などの財政能力に責任を持つユーロ圏の共通予算を編成し、管理・運営を担当するユーロ圏財務省の機能の枠組みを新たに創設することが必要になると指摘している。

さらに、ユーロ圏の流動性確保のために、短期の国債などの発行を通じて共同での資金調達を検討すべきであると提唱している。

経済同盟については、EU の監視枠組みの改革や昨年 6 月に合意した「成長・雇用協定」(Growth and Employment Compact) が最優先事項とし、各国が成長促進、雇用創出のための構造改革を EU と「契約」することを求めている。

政治同盟については、欧州議会の EU 手続きへの役割強化などを通じて民主的正当性と説明責任の均衡ある発展を目指すとしている。

さて、10 月の首脳会議では銀行監督一元化をいつから、どのように導入するかが最大の焦点であった。欧州委員会は本年 1 月から ECB が監督を始めることを提案していたが、EU 加盟国間で意見が大幅に分かれていた。

ドイツは各国の監督当局が担ってきた小規模銀行まで ECB が一括して管轄することに異論を唱えていた。一方で、フランスやスペインなどは、経営不振の銀行に救済基金の ESM からの資金を直接注入するには銀行監督一元化の実現が前提条件となっているために導入についての合意を急ぐように求めていた。

他方、非ユーロ圏の英国のデービッド・キャメロン首相は銀行監督一元化に参加しないという強い意思を表明、英国の銀行はクロスボーダー(国境を越えて)でユーロ圏でも活動しているため、結果的に ECB の判断が自国の銀行の監督行政にまで影響を及ぼしかねないことを警戒している^(注5)。

4. 銀行監督一元化は 13 年から段階的实施で合意

EU 首脳会議では、銀行監督一元化を本年から段階的に導入することで合意した^(注6)。首脳会議議長総括では「2013 年 1 月までに一元化の法的な枠組みで合意し、13 年中に導入に向け取り組む」と明記されている。

銀行監督一元化の導入時期や銀行監督の対象範囲について、各国間で意見が分かれていたが、協議の結果、当初の13年1月からの導入期限は法的枠組みの合意を目指す時期とされる一方、一元化の本格始動は13年中と定め、段階的に導入し、14年にはユーロ圏内の6,000行以上の全ての銀行が「差別化された方法で」^(注7)、ECBの直接監督下に置かれるとの妥協が図られた。

これにより大手銀行に限定するよう主張していたドイツ監督当局が国内の州立銀行を監督対象とすることができ、ECBの関与は相対化されることになった。また、非ユーロ圏諸国も希望すればECBとの間に緊密な協力関係を築いて銀行監督一元化に参加できることとなった。

その他の主要な合意事項として、ESMによる銀行への直接資本注入については、詳細な基準をユーロ圏財務相会合で策定することになったが、資本注入の実施時期が具体的に首脳会議議長総括には盛り込まれず、先送りされることになった。また、預金保険制度や銀行の破綻処理制度の一元化に向けた法整備を急ぐこととなった。

ユーロ圏の財政統合も協議されたが、ユーロ圏の共通予算の枠組みについては、今後も議論していくことになった。12月のEU首脳会議で、一層の財政・金融統合の枠組みと、その具体的な行程表の最終報告を議論することになった。

独仏間の対立点と首脳会議での合意内容は表1の通りである。

表1 独仏の対立点と首脳会議（2012年10月）の合意内容

	ドイツ	フランス	合意内容
銀行監督一元化	年内の設立は困難。ユーロ圏の全銀行の対象化には慎重	年内設立が必要。早期に全銀行を監督対象に	年内に法的枠組みで合意。13年から段階的に業務開始
予算編成への監視強化	通貨担当欧州委員に各国予算への拒否権付与	欧州委員の監視権限強化には慎重	EUと各国が「契約」を結び、予算内容の調査を実施
共通予算	「連帯基金」を創設し、財政監視を条件に加盟国に提供。ユーロ債発行には反対	経済が悪化した加盟国支援に自動的に発動する予算を創設。ユーロ債を早急に発行	各国の「ショック」に対応する「財政能力」創設で基本合意

(出所) 毎日新聞 (2012/10/20) などから作成。

その後、11月には欧州委員会が「深くかつ真の EMU に向けての青写真—汎欧州的議論の開始」と題する委員会政策文書^(注8)を公表、EMU (財政・金融・経済・政治同盟)の将来像を明らかにした。その概要は、表2の通りである。

バローゾ欧州委員長は「欧州危機を克服するために深く真の EMU が必要だ。そのためには統合の深化・強化に取り組むという欧州人の固い意志を目に見える形で示さなければならない」と述べ、12月のEU首脳会議で最終的なビジョンが示されることを明らかにした。

この政策文書は財政・金融面で「ユーロ圏はEUより早く、深く統合すべきだ」と強調、金融危機の克服と再発防止に向けて、ユーロ圏の共通予算や金融行政の一元化、ユーロ債発行などの様々な対応策を、短期(6~18ヵ月以内)、中期(18ヵ月から5年以内)、長期(5年以上)に段階的に進める必要があるとしている。

ただ、そのためには、現行の諸条約で実施できる部分もあるが、条約の改正を必要とする部分も含まれていることを明らかにしている。

5. 真の EMU に向けて—行程表 最終案まとまる

金融危機の収束や再発防止に向けた財政・金融統合の行程表を取りまとめたファンロンパイ最終報告書^(注9)が、12月初めに発表された。この最終報告書は同年12月13~14日に開催されるEU首脳会議で協議した。

同報告書は財政・金融統合に向けて「ユーロ圏には各国の健全な政策を確保するために、より強力な構造が必要だ」と指摘、また、「EMUの適切な財政能力を含む、統合された予算編成枠組みに関するメカニズムや、ユーロ圏加盟国が取り組むことを約束する改革およびその実施についてEU諸機関との間で契約を結ぶ」という提言が含まれるとしている。

直近の課題となっているユーロ圏の銀行監督一元化について、年内に法的枠組みで合意し、「13年初めから準備作業に真剣に取り組む」とした。そのうえで「遅くとも14年1月1日には完全実施すべきである」との見解が示されている。

行程表では、さらにユーロ圏の常設の金融支援網である ESM から各

国政府を経由しないで、経営不振の銀行に直接資本注入をする制度について、「13年3月末までに制度設計

を終えること」を盛り込んだ。その概要は表3のとおりである。

表2 深くかつ真のEMUに向けての青写真

			第2次法	条約改正
全 過 程	短期 18ヵ月 以内	1. ヨーロピアン・セメスターおよびシックス・パックスの完全実施ならびにツー・パックスの早急な合意と実施（注1）	✓	
		2. 銀行同盟：金融規制および監督：単一規則書および単一監督機構草案の早期合意	✓	
		3. 銀行同盟：単一破綻処理機構	✓	
		4. 次期中期予算財政枠組み（Multiannual Financial Framework:MFF）に関する早急な決定	✓	
		5. 主要な改革の事前の協力および収斂・競争力手段（Convergence and Competitiveness Instrument:CCI）の創設（注2）	✓	
		6. 安定成長協定に沿ったユーロ圏における投資の促進	✓	
		7. ユーロ圏の対外代表制	✓	
	中期 18ヵ月 ～5年	1. 予算・経済統合の更なる強化.	✓	✓
		2. CCIに基づくユーロ圏の適正な財政能力.	✓	✓
		3. 償還基金.		✓
		4. ユーロ債		✓
	長期 5年以上	1. 完全な銀行同盟		✓
		2. 完全な財政経済同盟		✓
	政治同盟：民主的正当性および説明責任の均衡ある進展		✓	✓

(注1) シックス・パックス：ユーロ圏の予算監視の強化・マクロ経済不均衡の是正に関する6つの規則および指令。

ツー・パックス：前記のシックス・パックスを強化する2つの規則。

(注2) MFF とは別枠の構造改革のための財政資金。

(出所) European Commission: *A Blueprint for a deep and genuine EMU*から作成。

表3 真のEMUに向けての行程表（ロードマップ）

真のEMUに向けての諸段階			
	第1段階（12年－13年）	第2段階（13年－14年）	第3段階（14年以降）
	財政的持続可能性の確保および銀行救済・財政不安連鎖の遮断	金融統合枠組みの完成および加盟国の健全な構造政策の促進	EMUの国別経済危機などのショック吸収機能の創設
金融統合	銀行監督一元化制度の創設および統一規則書（自己資本要件）の合意		
	国別預金保険制度の調和の合意		
	国別破綻処理制度の調和の合意	適正なバックストップ（危機防止装置）を伴う単一銀行破綻処理機構の創設	
	ESMによる銀行への直接資本注入業務枠組みの設置		
財政統合	財政統治枠組み強化の完成および完全な実施（シックス・パック、財政条約、ツー・ボックス）		
		契約対象の構造改革に対する一時的・限定的な金融支援の設置	加盟国の経済危機などのショック吸収のための一時的・限定的な財政能力の確立
経済統合		ヨーロッパ・セメスター（財政政策の多角的な相互監視など）に組み入れる契約に基づく構造政策強化のための機構の設定	
		経済政策改革のための系統的な事前調整枠組みの創設	
政治統合	民主的正当性および説明責任の均衡ある進展		

（出所）European Council（President）：*Towards a Genuine Economic and Monetary Union* から作成。

6. 首脳会議、財政・金融統合の 行程表で合意

財政・金融統合に向けた行程表の最終案が、12月のEU首脳会議で協議された。主要な合意事項と合意に至らず今後の検討課題として先送りされた事項は、表4のとおりである(注¹⁰)。

まず、金融統合（銀行同盟）については、14年3月までに各国が手掛けてきた銀行監督をECBに一元的に移管する。ECBがユーロ圏の大手約200行を集中的に監視し(注¹¹)、残りの中小銀行は引き続き各国の監督当局が担当する（必要に応じてECBも監督可能）という妥協案で合意した。

表4 首脳会議（2012年12月）の主要な合意事項と今後の検討事項

合 意 事 項	
銀行監督の一元化	早ければ14年3月から導入
銀行への資本直接注入	ESMが実行可能とする枠組み案を13年3月までにまとめる
銀行の破綻処理制度の統一	13年6月までに基準統一で合意
預金保険制度の統一	13年6月までに基準統一で合意
今 後 の 検 討 事 項	
ユーロ圏共通予算創設	議論先送り
ユーロ共同債発行	議論せず
予算決定過程の共通化	議論せず
競争力強化・成長実現のための経済改革の調整など	13年6月に常任議長が取りまとめて提案する

(出所) European Council : *European Council 13/14 December Conclusion*、日本経済新聞 (2012/12/15)、読売新聞 (2012/12/15) などから作成。

これは金融不安の対応を急ぐフランスやスペイン、イタリアなど南欧諸国が全ての銀行を早急に ECB に移管したいと主張したのに対して、ドイツや ECB が欧州議会での議決や ECB の体制整備などの準備に時間がかかるために非現実的として強く反対したことによる。

さらに、ドイツの場合、ESM による救済対象が広がることをより、自国の資金負担が増えかねないとの懸念を強めていたことも一因である。

ファンロンパイ常任議長や欧州委員会など EU 当局は、当初は 13 年 1 月からの実施を探っていたが、ドイツや ECB などに押し切られたため、14 年 3 月にも開始という線での合意となった。ただ、この合意では実施までに 1 年以上かかるため、銀行健全化の即効薬にはならないだろう。

また、ユーロ圏の経営不振の銀行に常設金融安全網の ESM から直接資本を注入する仕組み案を本年 3 月末までに取りまとめることになったが、どこまで具体的な案になるか不透明であった。

また、銀行監督一元化の完全実施が来年 3 月以降になることから、

ESM が実行可能とする仕組みも当初想定していた本年半ばよりも 1 年近く遅れることになり、当面は多くの問題銀行を抱えるスペインなどユーロ圏諸国は金融危機にしばしば直面する恐れがある。

さらに、銀行の破綻処理制度や預金保険制度については、第 1 段階として本年 6 月までに国ごとに異なる基準を統一し、第 2 段階ではユーロ圏で単一制度を設定することで合意した。単一制度は基本的には銀行が資金を拠出する方向であり、具体案は欧州委員会が今後検討することになった。

他方、財政統合については、ユーロ圏共通予算の創設の議論は先送りとなり、ユーロ共同債の発行や予算決定過程の共通化については議論されず、今年 6 月の首脳会議まで見送りとなった。

その後、本年 3 月の EU 首脳会議では、銀行同盟については、①銀行監督一元化法案を早急に完成させること、②本年上半期中に銀行監督一元化設定後の経営破綻の銀行への直接資本注入問題と、破綻処理および預金保険制度の統一化について EU

指令（法制化）の合意を目指すことで、意見の一致をみた^(注12)。

いずれにしても、首脳会議で財政・金融統合などの行程表が決まったものの、詳細な制度設計は固まっておらず、各国間の調整難航が必至の財政統合や政治統合などは議論せずに多くの課題を本年以降に先送りしてしまったという印象が強い。

終わりに

首脳会議でユーロ圏の財政・金融統合を深化させる道筋を示す工程表で合意したことで、EU はユーロ圏17カ国が先行し、結束を深める道を進むことになった。今後はユーロ圏一体化のあり方次第では、EU 内のユーロ圏と英国など非ユーロ圏の亀裂がますます深まる可能性も想定できる。

ただし、EU としては、英国がシティーという世界有数の金融センターを抱えており、ユーロ圏の金融行政を円滑に進める上で無視できないし、英国側も銀行監督の一元化によって、クロスボーダーでユーロ圏内において活動する自国の銀行へ

ECB の判断が自国の銀行行政に及びかねないという懸念がある。

このような懸念を踏まえて、首脳会議で合意した行程表には、英国など非ユーロ圏の主張を取り込むなどの配慮がみられる。たとえば、非ユーロ圏諸国に、ユーロ圏が決めた金融行政ルールに対する拒否権を与えた他、希望すれば、銀行同盟への門戸が開かれていることが議長総括の中で強調されていることなどである。

英国が財政・金融統合への参加にきわめて消極的な姿勢を示すなかで、英国の EU 離脱を意味する「ブリグジット」(Brexit)^(注13) の世論が国内で高まりつつある。財政・金融統合への一歩として銀行同盟構想がいよいよ具体化すれば、シティーの経済的利益が大幅に減る恐れがあるが、もし仮に英国が EU を脱退すれば、経済的に孤立し、経済的不利益を被る可能性も大いにありうる。

キャメロン首相は本年1月、2017年末までに英国の EU 残留の是非を問う国民投票を実施する方針を明らかにした。キャメロン首相自身は、EU 離脱に賛成しているわけではないが、内憂外患に陥る同首相の対 EU

戦略は重要な岐路に立たされており、政権にとって大きな政治課題となるだろう。

いずれにしても、財政緊縮による景気停滞局面が続き、若者・女性の失業者が急増するなど、EU 各国で反統合や EU 離脱の世論が急速に高まるなかで、統合や構造改革に向けた EU27 カ国の結束維持が一段と求められている。

(以上)

(注1) The President of the European Council : *Towards a Genuine Economic and Monetary Union* (Brussels, EUCO 120/ 12, Press 296, PR PCE 102, 26 June 2012)。当該報告書はジョゼ・マヌエル・パローゾ欧州委員会委員長、ユーロ圏財務相会合ジャン=クロード・ユンケル議長(当時)、マリオ・ドラギ ECB 総裁と協力して作成された。

(注2) 各国の財政政策の多角的な相互監視と調整の枠組みであり、2011年1月から導入されている。

(注3) European Commission (IP/12/953、Brussels/Strasbourg, 12 September 2012)

(注4) The President of the European

Council : *Towards a Genuine Economic and Monetary Union (Interim Report)* (Brussels, 12 October 2012)

(注5) EU 域内の銀行監督は母国主義に基づいて、各国監督当局が出す銀行免許が EU 域内で相互承認されて自国銀行の他国における業務をも監督することになっている。

(注6) European Council (The President) : *European Council conclusions on completing EMU* (Brussels, 18 October 2012)

(注7) ECB は大手銀行を直接監督下に置く一方、中小銀行については、各国監督当局がコントロールすることを意味する。(注11)を参照のこと。

(注8) European Commission : *A Blueprint for a deep and genuine Economic and Monetary Union : Launching a European debate* (IP/12/1272, Brussels, 28 November 2012)

(注9) *Towards a Genuine Economic and Monetary Union (by Herman Van Rompuy, President of the European Council, 05/12/2012)*

(注10) European Council : *European Council 13/14 December 2012 Conclusions* (Brussels, 14 December

2012/ EUCO 205/12)

(注 11) 資産規模が 300 億ユーロ以上または所在国の GDP の 2 割以上の大手行が監督対象になる。

(注 12) European Council : *European Council 14/15 March 2013 Conclusions* (Brussels, 14 March 2013/EUCO/23/13)

(注 13) 「Britain」(英国)と「Exit」(退去)という単語を組み合わせた造語。

参考資料 :

1. The President of the European Council : *Towards a Genuine Economic and Monetary Union* (Brussels, EUCO 120/12, Press 296, PR PCE102, 26 June 2012)
2. European Commission (IP/12/953 、 Brussels/ Strasbourg, 12 September 2012)
3. The President of the European Council : *Towards a Genuine Economic and Monetary Union (Interim Report)* (Brussels, 12 October 2012)
4. European Council (The President) :

European Council conclusions on completing EMU (Brussels, 18 October 2012)

5. European Commission : *A Blueprint for a deep and genuine Economic and Monetary Union : Launching a European debate* (IP/12/1272, Brussels, 28 November 2012)
6. *Towards a Genuine Economic and Monetary Union (by Herman Van Rompuy, President of the European Council, 05/12/2012)*
7. European Council : *European Council 13/14 December 2012 Conclusions* (Brussels, 14 December 2012/ EUCO 205/12)
8. European Council : *European Council 14/15 March 2013 Conclusions* (Brussels, 14 March 2013 013/EUCO/23/13)
9. 毎日新聞 (2012/10/20)
10. 日本経済新聞 (2012/12/15)
11. 読売新聞 (2012/12/15)